

研究所ニュース No.82

りべらしおん

「りべらしおん」は、フランス語で「解放」という意味です。

発行：公益社団法人 福岡県人権研究所

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎4階 TEL 092-645-0388
FAX 092-645-0387 E-mail:info@f-jinken.com URL:http://www.f-jinken.com/

2017年度定時会員総会・記念講演会を開催

2017年5月28日(日) 福岡県人権啓発情報センター

公益社団法人福岡県人権研究所の2017(平成29)年度定時会員総会が福岡県人権啓発情報センター(春日市)で行われ、総会には47人(+委任状191人)が出席しました。

はじめに、森山沾一理事長があいさつを行いました。新しいポストの事務次長として迫本幸二さんを紹介しました。

続いて来賓として出席いただいた福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課中川慶一企画監、福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課木下尊雅課長、福岡市市民局人権部人権推進課佐藤文法課長、福岡県隣保館連絡協議会橋垣秀則会長、福岡県企業同和问题推進連絡会兼福岡市企業同和问题推進協議会西裕司事務局長、部落解放同盟福岡県連合会福永謙二執行委員が紹介されました。来賓を代表して県教育庁木下尊雅課

長、県隣協橋垣秀則会長、部落解放同盟福岡県連合会福永謙二執行委員からあいさつをいただきました。

続いて、会員の井上法久さんが議長に選出され、審議では、第1号議案2016(平成28)年度事業報告、第2号議案正味財産増減計算書、監査報告、第3号議案2017(平成29)年度理事、監事、顧問、第4号議案2017(平成29)年度事業計画、第5号議案2017(平成29)年度収支予算書についてそれぞれ関係執行理事、監査委員、事務局が提案・説明し、いずれも承認され、審議を終了しました。

また、理事について福岡県人権・同和教育研究協議会小西清則会長が退任され、山下秀和新会長が新しい理事に就かれました。

2017年度 研究助成プロジェクトが決定しました

4月の理事会で2017年度研究助成プロジェクトが決定しました。今年度は6件の研究助成プロジェクトの申請がありました。4月から各プロジェクトが始動しています。

- ①戦後の被差別部落史を史・資料を通して研究する(研究代表 藤川信樹)【史資料プロジェクト】
- ②解放歌作詞者柴田啓蔵のライフヒストリー研究(研究代表 森山沾一)【柴田啓蔵プロジェクト】
- ③部落差別の本質の追究と人権教育内容の創造(研究代表 池間龍三)【歴史学習プロジェクト】
- ④海外人権スタディツアー視察と日本の現状の比較(研究代表 松村良子)【海外人権プロジェクト】
- ⑤明治期における豊富・金平・松園三部落の生活史・教育史・運動史(個人研究 関儀久)
- ⑥全九州水平社における田川郡水平社の特徴について(個人研究 竹永茂美)

* 各プロジェクトについては、中間報告や成果報告の学習会を行います。また、各部会でも毎月学習会を行ったり、定例研究会などを企画していきます。日程等については、公益社団法人福岡県人権研究所のホームページやニュース「りべらしおん」同封のビラで案内していきます。どの学習会も自由に参加ができます。会員の方の参加をお待ちしています。

総会記念講演

「部落差別の解消の推進に関する法律」の意義とこれからの課題

九州大学名誉教授 内田 博文 さん

総会後の記念講演では、九州大学名誉教授内田博文さんが「部落差別の解消の推進に関する法律」の意義とこれからの課題と題して講演をされました。

内容は、①部落差別解消推進法の制定に至るこれまでの歩み ②部落差別解消推進法の国会提出から可決成立まで ③部落差別解消推進法の内容 ④法の趣旨ないし法で用いられた用語などについての提案者答弁 ⑤部落差別解消推進法の意義 ⑥法の活用 ⑦これからの課題 と大きく7点になります。

まず、1947年5月3日の施行の日本国憲法第14条1項において「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」という規定が同和問題に関する出発点だと指摘されました。そして、同和对策申議会答申や部落解放基本法制度要求の積み上げとして部落差別解消推進法があることを、成立までの国会での答弁など具体的事例を取り上げながら、特に、国が部落差別の存在を認めたことが重要であると話されました。

最後に、「部落差別解消推進法は高い山道を

重い荷物を押し登って行くのに似ている。押すのをやめたり、押すのを緩めたりすると、荷物は高い山道を転

げ落ちはじめる。部落差別解消推進法が制定されたからといって、これに安心して押すのをやめたり、押す力を緩めたりすると、逆に差別が広がりかねない。武器は活用してこそ意味がある。部落差別解消推進法を生かすか殺すかは、私たちの取り組みにかかっている」と結ばれました。これまでの取り組みの成果を生かすとともに、これからは法の趣旨を理解し、「活用してこそ意味がある」と提起された講演でした。

内田さんの問題提起を受けて、7月4日(火)「第1回啓発担当者のつどい」、9月14日(木)「第2回啓発担当者のつどい」、10月26日「2017年度啓発担当者のための人権講座」と続け、理解を深めていきます。内田さんの講演は、機関誌『リベラシオン』No167号に掲載される予定です。



参加者の感想 (アンケート) から(抜粋)

○部落差別解消推進法についての制定までの流れとその法的な意義等にも関わる詳細を伺うことができました。

○法の成立で安心してしまうのではなく、この法についていかに周知していくことができるか、法を根拠としながらいかに部落解放に向けた取り組みができるのか今こそ問われているのだと感じました。

○部落差別解消推進法の歴史的背景も含めてわかりやすく学習することができました。今後、どう広げていくかわたしの課題です。

○この法律について内容が知りたかったので、大変タイムリーな講演でした。短い時間で内容とポイントを話していただき、内容のつまった90分でした。教育関係者や行政・地域啓発等にたずさわる者が、この法律のことをもっと理解を深めて活かしていかなければいけないと思っています。

○部落差別解消推進法に「現在もなお部落差別が存在する」と定義したことは大きいです。もっと学習したいと思います。国会でのやりとりも具体的に語られ、提案者の意義等が確認できました。この法律を活用していくようにすることが大切だということがわかりました。

ご講演の中に学校職員として1人の人間として大切にしなければならない事をたくさん押さ

えていただきました。

○難しいのではと思っていましたが、丁寧で分かりやすい講演でこれまで分からなかったことも理解できました。資料はもちかえり、深く学び合いたいと思いました。

○これからの人権啓発は「攻め」という表現が印象的だった。記念講演は、過程と法概要が詳しく説明され体系的に理解できた。ただ、ポイントが多いので、ひとつひとつ絞っていくと「周知」につながりそうな気がした。

○部落差別解消推進法にかかわって、その意義やひとつひとつの条文に込められた意味、そして、今後のわれわれの課題が明確となり有意義な学習会となりました。

○法律の使命は国民に対して「共通の尺度」を

提供すべきであるということを確認することができたことがよかったです。

○大変勉強させていただきました。ありがとうございました。特に本法律の意義と活用について丁寧に解説していただき実態調査の必要性がわかりました。日頃の勉強不足で理解しきれなかった所もありましたので、いただいた資料をまた読み直すなどして、これからも勉強したいと思います。

○この法律は、部落差別があると認めた点に大きな意義があると思いました。国民の課題であるというの、条文にはありませんが『同対審答申』の文言は、受け継いでいるという点は納得できました。これからは、私たちが具体的に活用することが大切であると考えました。

新刊紹介 ブックレット菜の花⑩

『企業と人権—わたしが部落問題とのかかわりから学んだこと—』(原田憲正 著)

ブックレット菜の花⑩ができました。本書は、民間企業で長年人権啓発に関わってきた筆者の自分史といえる一冊で、以下の六章から構成されています。

- ①部落問題との出会いの最初の一滴から学生時代までのかかわり
 - ②社会人になってから、『部落地名総鑑』差別事件との出会い
 - ③『部落地名総鑑』事件後、全国各地に同和問題をはじめとした人権問題に取り組む企業の組織が誕生した
 - ④生まれて初めて部落の人々とのフォーマルな出会いが私の差別意識を払しょくするカギとなった
 - ⑤合併後の部落問題とのかかわり
 - ⑥企同推の改革へ向けた私の取り組みと思い
- 筆者の「差別をなくす主体になる」という自己変革のあゆみは、私たちに大きな力を与えてくれます。

頒価：1000円+税 会員価格：800円+税
申込は公益社団法人福岡県人権研究所まで



福岡県人権研究所「史資料プロジェクト」2016年度報告集

『史実と授業の結合をめざして』被差別部落の実相(明治、大正、昭和)

史資料プロジェクトの昨年度に続く報告集です。研究目的は以下の3点です。

- ①明治・大正・昭和期における福岡県内の被差別部落の実相を古文書を読みながら明らかにします。
 - ②県内各地の身近な地域の被差別部落史を明らかにし、小中学校の人権同和教育に活用できるようにします。
 - ③県内の被差別部落の歴史で、各地区の小中学校で教材化され授業に活用されているものは多くはありません。研究所では、『史実と授業の結合をめざして』を取り組んできました。今回の研究成果を教材として活用できるように進めていきます。
- 毎月の学習会の積み重ねの成果をぜひお読みください。

頒価：300円 申込は公益社団法人福岡県人権研究所まで



報告 2017/5/30 ~ 31

「2017年度人権社会確立第37回全九州研究集会」が長崎市で開催されました。

2017年度の人権社会確立第37回全九州研究集会長崎集会(以下、本集会)は、『人権・平和・環境』を基軸とした部落解放運動の発展と深化をもち、あらゆる差別の撤廃にむけた連帯・協働の取り組みを進めよう!」をスローガンで開催されました。昨年度の熊本・大分震災の影響で、人権社会確立第36回全九州研究集会佐賀集会在12月に変更されたため、約半年後の開催でした。

本集会は、5月30日(火)~31日(水)に長崎県立総合体育館をメイン会場に2日間の日程で開催されました。2016年年12月に「部落差別解消推進法」が成立、施行されて最初の九州地区における部落問題をはじめとする人権問題の解消に向けた実践や研究を持ち寄って協議する場となりました。

第1日5月30日(火)は全体会でした。主催者あいさつ、来賓あいさつ、基調提案がありました。

特別講演は、熊本学園大学社会福祉学部教授花田昌宣さんが『熊本地震被災下の人権保障』~熊本学園大学でのインクルーシブな避難所の経験~の演題で話されました。行政機関が指定している避難する場所は「避難場所」としており、熊本学園大学は「避難場所」ではありません。故に大学の校舎を『避難所』と

して自主的に提供し、被災者が集まってきやすいように被災者の多様性に配慮して、取り組んだことを話されました。

記念講演は、部落解放同盟中央執行委員長組坂繁之さんが「部落差別解消推進法について」という演題で話されました(写真)。



松本治一郎が少数点在の東北の被差別部落を行脚したこと、上杉佐一郎が同対審答申を受けて同和対策事業特別措置法の成立に向けて松本治一郎と思いをぶつけあったこと、そしてこの「部落差別解消推進法」が部落差別という文言を使用しての初めての「法」であることなどを、話されました。この「法」を追い風にして実態調査・意識調査を国・県・市町村に働きかけながら、条例化にも取り組もうと訴えられました。

2つの講演は、まさにこの時期にふさわしい感慨深い内容でした。

第2日5月31日(水)は、8つの分科会に分かれて協議しました。福岡県や本研究所からも多数の方が報告者や共同研究者として参加されています。第1分科会「パネルディスカッション・人権政策確立の現状と課題」では、森山浩一さん・稲積謙次郎さん・堀内忠さん・吉岡正博さん。第5分科会「人権確立に向けた宗教の現状と課題」では、「真宗大谷派久留米教区の取り組

みを通して」横田亮雄さん。第6分科会「人権確立に向けた企業の現状と課題」では、「福岡銀行の人権問題に対する取り組み」野依芳光さん・西裕司さん、第7分科会「人権のまちづくりと隣保館活動」では、橋垣秀則さん、第8分科会「部落問題入門」(基礎講座)では、福永謙二さんが、報告されています。

* * *

私が、参加した第4分科会「被差別部落の歴史と現在」では、前回の第36回全九州研究集会佐賀集会的第4分科会の総括として①各地域で被差別部落民が社会に必要な存在として役目や生業を持ち、社会貢献した事実を掘り起こすこと、②これまでの歴史教育や誤った伝承に疑問を持ち、歴史事実により、新たな部落認識を構築していく必要があることを、課題として設定していました。

これを受け分科会の報告1は、『嶋屋日記』と熊本の部落史教材『竹やらい』はあったか』を熊本県部落解放研究会吉田文男さんが報告しました。吉田さんは熊本で長く使用されてきた部落史教材のもとになった史料を精読し、吟味する中で、旧来の認識によって描かれた教材の錯誤を指摘されました。すなわち、「竹やらい」の記述は必ずしも史実に基づいたものではなく、いわゆる部落の「政治起源説」を前提に「被差別部落の仕事や役割は“人の嫌がる仕事”を権力から強制されたものだ」という「通説」にあてはめて史料解釈した結果、創りだされたものではないかと提起されました。福岡県でも絵本や教材化してきた

「ムラのかたり」があります。が、「ムラの伝承」とは言え旧来の「政治的起源説」に立って脚色されているのではないかとこの視点から、見直し検証する必要があると思えました。

報告2は、「教科書に部落問題はどう書かれてきたか!一歴史記述の変化を探る一」を長崎県人権教育啓発センターの阿南重幸さんが報告しました。阿南さんは数年前から部落史に関わる教科書記述の変遷を提起してこられています。教科書から「土農工商」

が消えたということは、学校現場のみならず、多くの人々に衝撃を与えましたが、そうした「見直された部落史」の「現在」を具体的に示しながらの報告でした。

報告3は、「NPO(特定非営利活動)法人ひた人権研究センターの設立について」、ひた人権研究センターの前史にあたる解放運動の経過を溝口千寿さんが報告され、「NPO法人ひた人権研究センター設立総会まで(2016年5月7日)」を日吉郁也さんが話されました。

第2日の昼休み、九州地区部落解放史研究連絡協議会の事務局会があり、(福岡は、峰と塚本参加)8月26日(土)~27日(日)、一般財団法人福岡県部落解放センターで開催する第36回九州地区部落解放史研究集会の事前協議を行いました。報告内容、報告者、記念講演の内容、講師、「松本治一郎・井元麟之旧蔵史料及び筑前竹槍一揆ウォーク」のミニ展示会について確認しました。

(理事:塚本博和)

第36回九州地区部落解放史研究集会 in 福岡

8/26(土)~8/27(日)

第36回九州地区部落解放史研究集会が7年ぶりに福岡で開催されます。

会場

一般財団法人福岡県部落解放センター4階大会議室

日程・内容

▷ 8月26日(土) 12:00 受付 開会 13:00 ~ 17:00

報告①「松本治一郎・井元麟之資料にみる部落解放全国委員会」(福岡/竹永茂美さん)

報告②「熊本県の戦後の部落解放運動の黎明」(熊本/花田昌宣さん)

報告③「松尾家文書からみえてきたもの」(福岡/加来康宣さん)

▷ 8月27日(日)

○ 記念講演(9:10~10:40)

「部落・差別の歴史」一形成と歴史的な性格を考える一(東日本部落解放研究所副理事長/藤沢靖介さん)

○ 全体討議・まとめ(10:55~12:00)

※(午後)3階会議室にて「松本治一郎・井元麟之旧蔵史料及び筑前竹槍一揆ミニ展示」を行います。

主催

九州地区部落解放史研究連絡協議会(担当事務局:公益社団法人福岡県人権研究所)

後援

福岡県/福岡県教育委員会/福岡市/部落解放同盟福岡県連合会

参加費

福岡県人権・同和教育研究協議会

1,500円(資料代)

詳しくは、同封の「案内」をご覧ください。

問合せ:公益社団法人福岡県人権研究所(峰)

電話(092)645-0388

E-mail info@f-jinken.com

本研究所会員の報告については、7月19日(水)に事前学習を行います。

< 研 / 究 / 所 / の / 主 / 催 / 行 / 事 >

2017年度福岡県人権研究所主催・共催行事の日程が決まったものです。内容については、案内などでお知らせします。

2017年度「啓発担当者のための人権講座」

日時:10月26日(火) 10:00~16:30

場所:一般財団法人福岡県部落解放人権センター

内容:講師等(詳細は後日案内を出します)

会員の声 多様なシステムと地域ネットワークづくりを中軸に据えて

会員 山田育男

○はじめに

私は、公益社団法人福岡県人権研究所からご依頼があり、2014年11月29日、福岡市人権啓発センターにて第182回定例研究会「出口から問い直す進路保障」という講演(教育部会・啓発部会・ジェンダー部会共同企画)をさせていただきました。参加された方々の活気あるご意見をお聴きし、あらためて「人権意識」の大切さが問われる機会を得ました。この場を借りて感謝申し上げます。

○縁パワーの設立

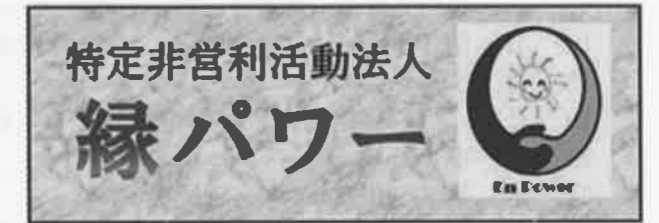
講演から多くの刺激を受け、多様なシステムと地域ネットワークづくりを中軸に据えて実践してきた任意団体「生活困窮者連絡協議会」を新たな実践運動として展開していくため、NPO法人格を取得することを決意し、2015年11月2日、「特定非営利活動法人縁パワー」(以下、縁パワーと略す)を設立しました。縁パワーの名称には「人と人の縁やつながりを大切にすることで多くの力を生み出し、個人では解決できない社会的な問題を共に解決していきたい」という願いが込められています。

当法人の設立時には、福岡教育大学大学院時代に大変お世話になった教育部会の方たちに理事及び正会員としてかかわってくださっています。したがって、縁パワーの実践には「人権意識」をより一層高めていくことが求められています。

○どんな活動をしているか

当法人は大学での講演及び講義等の活動をしなが、具体的な事業に着手しました。それが「障がい者グループホーム」の運営です。東京都武蔵村山市を拠点にグループホームを開設してすでに1年6ヶ月が経過しました。縁パワーは「社会的に不利な人たちの「安定した住まいの確保」と「安心して働き続けられる就労の創出」を中軸に据えており、当

面は「障がい者の住まい問題」に取り組むことを考えたのです。その理由は「障がい者の入居差別」の問題だけにかぎりません。両親が高齢を迎え、将来的に自分の息子及び娘の生活が不安だったり、障がいを持っているために一人暮らしでの生活が困難だったり、親から虐待を受けていたり、就労は可能だが生活の援助が必要だったり、様々な理由でグループホームを利用する方々がいいます。



(NPO「縁パワー」ロゴマーク)

○「生存権と尊厳」を大切に

すべての人間には人間らしく生きる権利があるわけですが、何らかの事情で「生きる権利や尊厳」が奪われている方々に「人権」を取り戻すことが必要です。「障がい者の住まい問題」に取り組むことは、それゆえ、「人権意識」が問われているのです。「人が大切にされる住まいと暮らし」を守ることは、たんなる「生活の器」を守るだけでなく、「生存権と尊厳」を保障することなのだという自覚を持つことなのだと思います。

○おわりに

縁パワーの活動はそうした実践の足場を持つだけではありません。「差別や偏見をめぐる様々な問題」に対する啓発活動にも力点を入れており、講演及び講義だけでなく、当法人のホームページ上での発信力も高めていきたいと考え、理事及び会員にも積極的に寄稿いただいています。山田明さんの「18歳を市民に」の秀でた寄稿文も掲載していますので、ぜひ当法人のホームページにもアクセスしていただければ幸いです。

* ホームページには、研究所の各部会の活動や主催行事、イベントの日程が掲載されています。ぜひ一度、開いてみてください。

- 方法 ①公益社団法人福岡県人権研究所のホームページを開く
②「機関誌・出版」(右上)を開く
③「機関誌バックナンバーのご案内」を開く
④「リベラシオン」「部落解放史・ふくおか」「出版書籍」で検索
⑤「ご注文フォーム」入力で 注文確定

お知らせ
研究所ホームページで 機関誌バックナンバーなどの注文ができます

2017年度「第2回啓発担当者のつどい」
北九州市人権フォーラムとの共催
日時: 9月14日(木) 18:30~20:45
場所: 北九州市立大学北方キャンパス A101
内容: 「部落差別にたちむかう~部落差別解消推進法の活用を考える(仮)」
講師: 谷川雅彦さん(一社)部落解放・人権研究所長

2017年度「史実と授業の結合をめざして」
日時: 11月11日(土) 13:00~17:00
場所: 福岡県教育会館 2階中会議室
内容: 1「筑前竹槍一揆と教育課題(仮)」 講師 石瀧豊美さん
2「筑前竹槍一揆の授業実践(仮)」 授業者 井上法久さん

●どこで学ぶ? なにを学ぶ? 夏の関連事業のお知らせ

(詳細は、各主催団体団体のホームページ等で確認してください。)

▷第23回全国部落史研究大会
【期日】7月29日(土)~30日(日)
【会場】東別院会館(真宗大谷派名古屋別院内)
名古屋市中区橋2-8-45 Tel: 052-331-9576
【内容】
第1日総会 12:30 開会行事 13:30 分科会 14:00
○前近代史分科会: 「中世から近世への移行期における被差別民衆」
○近現代史分科会: 「戦後の部落解放運動をめぐる諸問題」
-多様な組織とその意義-
第2日全体会 9:30~12:00
○全体講演: 講師 伊藤卓夫
「潮の道(中馬街道)と被差別部落」
-三河地方を中心に-
○フィールドワーク(定員40名)13:00~17:00
「愛知県水平社ゆかりの地を訪ねて」

▷第58回福岡県人権・同和教育夏期講座(第35回人権確立をめざす社会啓発集会)
8月8日(火)/アクロス福岡
▷福岡県高等学校特別支援学校人権・同和教育分野別実践交流会
8月9日(水)/久留米工業大学
▷第44回九州地区人権・同和教育夏期講座
8月23日(水)、24日(木)
佐賀市文化会館ほか

個性ゴロゴロ。みんなイロイロ。だからハッピー! わたしたちの人権と責任
7月1日(日)~10月31日(日)
クロアビアプラザ(7階)
092-584-1271

<ヒューマンアルカディアでは?>
7月1日~10月31日まで第43回特別展が企画されています。
テーマは「わたしたちの人権と責任~今こそ人権に向き合う~」です。講演会も企画されています。
平成29年度 同和教育問題啓発強調月間講演会
7月22日(土) 13:30開演(12:30開場)
クロアビアプラザ 大ホール
講師: 南野 繁さん(九州大学法学部教授)
【憲法とは何かー憲法と人権について考える】
講師: 南野 繁さん(九州大学法学部教授)
【憲法とは何かー憲法と人権について考える】

事／務／局／日／誌／か／ら (2017年4月24日～6月26日)

4月

- 24 月 臨時編集委員会
- 25 火 事務局会 (歴史学習プロジェクト (須恵町))
- 26 水 総会議案書発送
- 28 金 県隣保館連絡協議会総会 (筑紫野市)

5月

- 1 月 事務局会
- 8 月 事務局会
- 13 土 第1回部落史研究部会 (古賀市)「中学校の社会科歴史的分野で、部落史に関わる内容について」(井上法久)
- 14 日 第1回海外 ST 企画部会(報告書作成)
- 15 月 事務局会
- 19 金 ジェンダー部会フィールドワーク企画打合せ (県立図書館)
- 22 月 事務局会
- 24 水 第81回松本・井元研究会
- 26 金 第57回福岡県人権・同和教育研究協議会定期総会 (所長登壇 (古賀市))
- 28 日 定時会員総会 (総会后記念講演: 内田博文「部落差別解消推進法」の意義とこれからの課題) (春日市)
- 30 火 人権社会確立第37回全九州研究集会1日目 (長崎市)
福岡市協青年部4支部合同研修 (福岡市) (関会員報告; 明治22年町村制施行と部落問題について(2))
- 31 水 人権社会確立第37回全九州研究集会2日目 九州地区部落解放史研究連絡協議会打合せ (長崎市)

6月

- 6 火 事務局会
- 10 土 第2回教育部会 (春日市)「教室に入れない子どもと向き合う支援の在り方」(田代脩)
第2回部落史研究部会 (古賀市)「戦後部落解放運動の沿革」(講師竹森健二郎)
- 12 月 事務局会
- 14 水 第82回松本・井元研究会 九大文書館訪問(史資料整理について)
- 17 土 第2回啓発部会 (福智町)
- 19 月 事務局会
- 24 土 海外人権 ST 企画部会学習会 (春日市)「セブンスピリットの活動に学ぶ」(永田正彰)
- 26 月 事務局会

※ 住民意識調査や実態調査等の受託事業に関する調整・事務、研究・研修や教育・啓発に関する相談業務、研修会の企画・運営、講師依頼への対応、補助金申請・報告や公益法人関係事務。関係機関・団体との連携・調整事務等については一部省略しています。(場所を示していないものは、研究所事務局で行っています。)

研究所の基盤は会員の皆さんと会費です 会員拡大と会費納入のお願い

公益社団法人の財政基盤は、個人会員・団体会員による年会費です。

個人会員6,000円(学生3,000円)、団体会員は10,000円。

機関誌『リベラシオン』((1,000円+税)×年4回)とニュース『りべらしおん』をお届けします。その他、研究所刊行物の割引、蔵書や資料の利用、主催事業参加費の割引など、特典いろいろ。ぜひお知り合いにも加入の呼びかけを!

公益社団法人福岡県人権研究所リーフレットの活用を!!

「人権研究所って、どんな活動してるのかな?」と思ったときは、このリーフレットが便利です。また、人に紹介したいときもこのリーフレットを活用してください。

